

お知らせ

立地適正化計画の 届出制度が始まります

「登米市立地適正化計画」の策定に伴い、計画区域内で対象となる行為を実施する場合は、着手日の30日前までに市の届出が必要となります。

【対象となる行為】①居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅を建築する目的で実施する開発行為や住宅の新築など②都市機能誘導区域外で、誘導施設を建築する目的で実施する開発行為や誘導施設の新築など③都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止または廃止するとき

【制度開始予定日】12月26日(火)

※詳細は、市公式ホームページを確認ください

【問い合わせ】建設部住宅都市整備課(都市整備係)
☎0220(34)2316

寒さが厳しさを増し、暖房器具など火を取り扱う機会が増える中、慌ただしさやちょっとした不注意による火災の発生が多くなります。期間中は消防体制を強化し、消防車が警鐘を鳴らしながら出火防止の広報を実施します。また、12月17日(日)午前10時～11時には、イオンタウン佐沼で、火災予防リーフレットや防火啓発グッズなどを配布します。

今一度、身の回りの火の用心を徹底し、火災のない年末年始を過ごしましょう。

【問い合わせ】消防本部警防課(警防係)
☎0220(22)1901

水道管の防寒対策は お済みですか

●水道管防寒対策

▼凍結防止用ヒーターのコンセントは確実に差し込む▼長時間留守にする場合は、水抜きをする▼メーターボックス内は、保温材や発泡スチロールで防寒する

※メーター保温材は12月から水道お客様センターと各総合支所で無料配布します

●凍結応急手当

▼凍ったところにタオルなどを

ねんきんだより

国民年金保険料は社会 保険料控除の対象です

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。令和5年中(1月1日から12月31日まで)に納付した保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。令和5年中の納付であれば、過年度分や追納した保険料も控除の対象になります。控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が

必要です。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されますので、大事に保管し、使用してください。家族の保険料を納付した場合は、自身の保険料に加えて控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上有利なだけではなく、老後にももちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れのないよう早めの納付を心がけてください。

【問い合わせ】ねんきん加入者ダイヤル
☎0570(003)004

▼市民生活部国保年金課(年金医療係)
☎0220(58)2166

をかぶせて、ぬるま湯をかける▼蛇口や水道管が破裂したときは、水抜栓を閉めてから修理を依頼する。水抜栓の場所が分からないときは、破損箇所をタオルを巻きつける

※指定給水装置工事事業者は、上下水道ホームページで確認するか、水道お客様セ

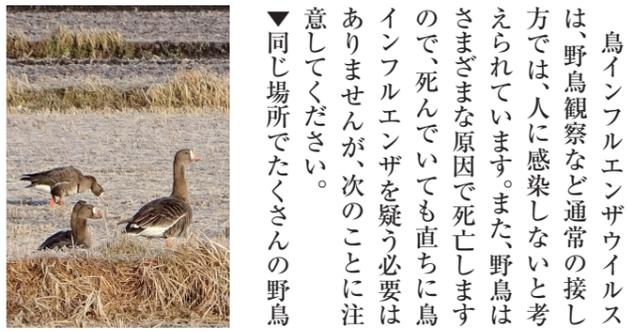
ンターに問い合わせてください

※修理費用は、全て自己負担となります

【問い合わせ】上下水道部経営総務課(業務係)
☎0220(52)3311

▼水道お客様センター
☎0120(023)151

野鳥の鳥インフルエンザ 対策について



鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。また、野鳥はさまざまな原因で死亡しますので、死んでいても直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありませんが、次のことに注意してください。

▼同じ場所ですぐさまの野鳥

が死亡しているなどの異常を発見した場合は、担当部署に連絡する▼野鳥の糞が靴の裏や車両に付くと、ウイルスが他の地域に運ばれる恐れがあるため、野鳥に近づきすぎない▼死亡した鳥などは、素手で触らない▼自宅の庭などで野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、燃えるゴミとして処分することも可能▼鳥を飼養している場合は、ケージを使用し、野鳥との接触を防ぐ▼家さんの死亡羽数が増えるなどの異常を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡する▼家さん含は衛生管理の徹底に努める

【問い合わせ】野鳥Ⅱ産業経済部農林振興課(林業振興係)

除雪作業に ご理解とご協力を

市は、降雪の深さがおおむね10センチとなった場合、町域ごとに幹線道路から除雪作業をします。町域全体の除雪が完了するまで時間を要しますので、ご理解ください。なお、除雪作業による自宅付近の雪だまりは、住民の皆さんで除雪していただくよう、ご協力をお願いいたします。降雪や路面凍結によって走行などに支障があると思われる場合は、担当部署へ連絡してください。

【問い合わせ】市道Ⅱ各総合支所市民課、建設部建設総務課(道路河川管理係)
☎0220(34)2365

▼国道・県道Ⅱ県東部土木事務所登米地域事務所(道路管理班)
☎0220(22)2716

とめっこマネーの 払い戻しについて

9月15日で利用が終了した登米市共通商品券「とめっこマネー500円商品券」の払い戻しをしています。

【手続き方法】登米市振興協同組合に、未使用の「とめっこマネー500円商品券」を持参してください。確認の上、その場で現金と交換します

※千円商品券は対象外

【受付時間】午前10時～午後4時(土、日、祝日は除く)

【払戻期限】12月20日(水)

【問い合わせ】登米市振興協同組合(登米中央商工会内)
☎0220(22)3681

登米祝祭劇場 12月のイベント情報

日程	内容	問い合わせ
3 ㊤	●第29回登米市合唱祭 【開演】午後1時 【会場】大ホール 【入場料】無料	登米市合唱連盟 ☎0220(58)2028
9 ㊤	●第25回とめ舞踊 フェスティバル 【開演】午前10時 【会場】大ホール 【入場料】1000円	登米祝祭劇場 ☎0220(22)0111
16 ㊤	●第57回宮城県 アンサンブルコンテスト 予選登米地区大会 【開演】午前10時 【会場】大ホール 【入場料】無料	新田中学校 ☎0220(28)2042

※休館日は、12月4日、11日、18日、25日、29日～1月3日まで

とめ地域応援商品券の 使用期限が迫っています

7～8月に全世帯へ送付した「登米市とめ地域応援商品券」

株式会社 清建

環境プロバイダ

本社/〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字南駒木袋212-3
TEL.0220-22-7085 FAX.0220-22-7658

有限会社 清建物流

TEL.0220-22-9430
FAX.0220-21-1535

本社/〒987-0512
宮城県登米市迫町森字平柳14-1

有限会社 リースキン宮城

TEL.0220-22-3431
FAX.0220-22-3495

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字
下田中53番地8

厚生労働大臣許可 指定居宅サービス事業者

有限会社 はさま看護婦・家政婦紹介所

すずらん保育園

TEL.0220-22-8064 FAX.0220-23-2728

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目21(中江ビル)
【すずらん保育園】TEL.0220-23-8688

一日一組限定の特別な空間

萩 セレモニーホール

市民葬祭

誠香社

24時間受付

0220-34-4856(代表)